

習志野市立図書館 国立国会図書館デジタル化資料送信サービスの利用に関する要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、国立国会図書館が実施する図書館向けデジタル化資料送信サービスにより習志野市立図書館(以下「図書館」という。)が送信を受けたデジタル化資料(以下「国会図書館デジタル化資料」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第 2 条 国会図書館デジタル化資料を利用できる者は、習志野市立図書館運営規則(平成 24 年教育委員会規則第 14 号)(以下「図書館規則」という。)第 2 条第 1 項に規定する図書館資料の貸出しを受けることができる者であって、同条第 2 項の規定により図書館カードを交付されたもの(以下「登録利用者」という。)とする。

(閲覧申込み及び閲覧手続)

第 3 条 国会図書館デジタル化資料の閲覧(以下「閲覧サービス」という。)を希望する登録利用者は、利用を希望する当日に閲覧サービスを実施している図書館に来館し、有効期限内の図書館カードを添えて館長に利用を申し込むものとする。

2 館長は、前項の申込みがあったときは、国立国会図書館デジタル化資料送信サービス閲覧端末利用受付簿(別記様式第 1 号)に必要事項を記入し、閲覧サービスの利用を認めたときは、国立国会図書館デジタル化資料送信サービスへのログインを行い、閲覧に供するものとする。

3 閲覧サービスは、図書館が指定する閲覧用端末において行い、閲覧サービスを利用した者は、閲覧の終了後、直ちに館長にその旨を申し出るものとする。また、館長は閲覧終了の申し出がなされた後、速やかに国立国会図書館デジタル化資料送信サービスからのログアウトを行うものとする。

(閲覧サービス利用時間)

第 4 条 閲覧サービスの利用時間は、習志野市教育機関設置及び管理に関する条例(昭和 47 年条例第 7 号)及び習志野市生涯学習複合施設の設置及び管理に関する条例(平成 31 年条例第 1 号)(以下「設置及び管理に関する条例」という。)に定める開館時間内とし、1 回の利用につき 1 時間以内とする。ただし、次に利用を希望する者がいないときは、延長できるものとする。

(閲覧に際しての禁止事項)

第 5 条 閲覧サービスを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 閲覧用端末への外部記憶装置の接続
- (2) 閲覧用端末の画面撮影
- (3) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得
- (4) その他、著作権を侵害する行為

(利用の制限)

第 6 条 登録利用者が前条に規定する禁止事項に違反した場合は、館長は、当該利用者による閲覧サービスの利用を停止又は禁止することができる。

(損害賠償等)

第7条 登録利用者が第5条に規定する禁止事項に違反し、又は自己の責めに帰すべき事由により端末の機器及び設備を亡失又は破損した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(複製申込み及び複製手続)

第8条 国会図書館デジタル化資料の複製(以下「複製サービス」という。)を希望する登録利用者(以下「複製希望者」という。)は、複製サービスを実施している図書館へ来館し、館長に有効期限内の図書館カードを提示の上、国立国会図書館デジタル化資料複製申込書(別記様式第2号)により申込みものとする。

2 館長は、前項の規定による申込みの内容が著作権法(昭和45年法律第48号)第31条第3項の規定に該当していることを確認の上、国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを用いて管理用端末により複製を行い、複製希望者に複製物を提供するものとする。なお、著作権に関する一切の責任は複製希望者が負うものとする。

3 前項の規定による複製物の提供は、原則として申込みを行った日とする。

ただし、複製物の枚数等を原因として日数を要する場合は、翌日以降とすることができる。

4 複製サービスの終了後は、管理用端末のブラウザを速やかに閉じ、印刷用のデータを管理用端末内に残さないようにするとともに、キャッシュ内のデータも自動的に削除するものとする。

5 前各項に定めるほか、国立国会図書館から複製サービスの運用について指示があった場合は、その内容に従うものとする。

(複製サービス利用時間)

第9条 複製サービスの利用は、設置及び管理に関する条例に定める開館時間内とし、その受付は、閉館の30分前までとする。

(複製申込書の保存)

第10条 第8条第1項の規定により提出された国立国会図書館デジタル化資料複製申込書は、1年間保存するものとする。

2 国立国会図書館デジタル化資料複製申込書の提出指示が国立国会図書館からなされた場合は、複製希望者の個人情報部分を除き、提出するものとする。

(複製料金)

第11条 複製サービスに要する費用は複製希望者の負担とする。

(領収書の交付)

第12条 複製サービスを利用した者には、領収書を交付する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、国会図書館デジタル化資料の取り扱いに関し必要な事項は中央図書館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和2年2月1日より施行する。

附 則

この要項は、令和2年7月17日より施行する。